



令和6年12月24日

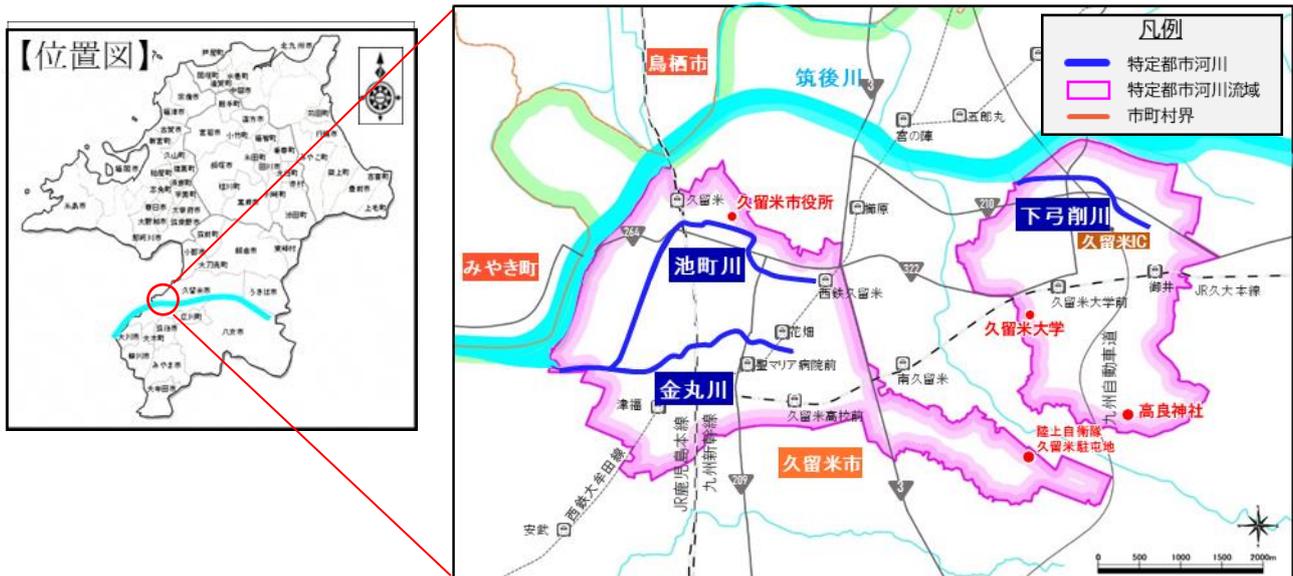
河川整備課
直通：092-643-3691
内線：4574
担当：野中、藤丸

県内で初めて、久留米市の3河川（金丸川、池町川、下弓削川）を「特定都市河川」に指定します！

本県では、平成29年7月九州北部豪雨以降の7年間で、大雨特別警報が全国最多の6回発表されており、毎年のように水害が発生しています。

本日、近年幾度となく浸水被害が発生している、久留米市の金丸川、池町川、下弓削川を「特定都市河川」に指定し、流域内のあらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進します。流域のハード整備の促進、土地利用規制の強化により、水害に強いまちを目指します。

1. 金丸川、池町川、下弓削川の位置図



2. 「特定都市河川」の指定により水害に強いまちへ

(1) 特定都市河川の概要

気候変動により水災害が激甚化・頻発化する中、河川改修だけでは浸水被害の防止を図ることが困難となっています。

このような河川を、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」に指定し、ハード整備の加速化や土地利用の規制強化により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進します。

(2) ハード整備の促進

- ・河川改修等

排水機場の機能増強、遊水池の整備などにより、浸水被害を防止する。



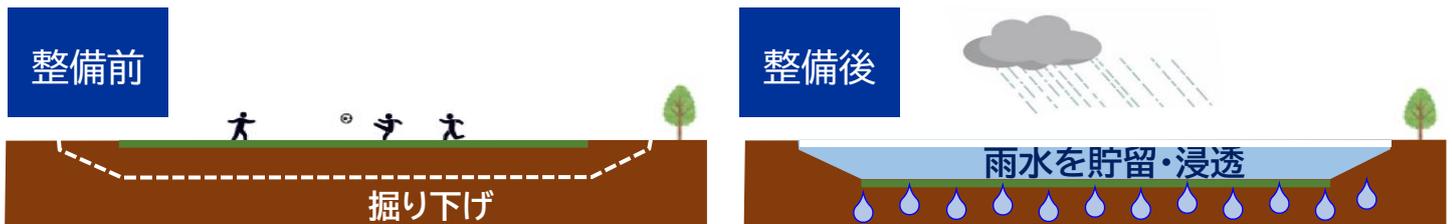
池町川第二放水路（仮称）



池町川地下調整池（けやき通り）

- ・雨水貯留浸透施設

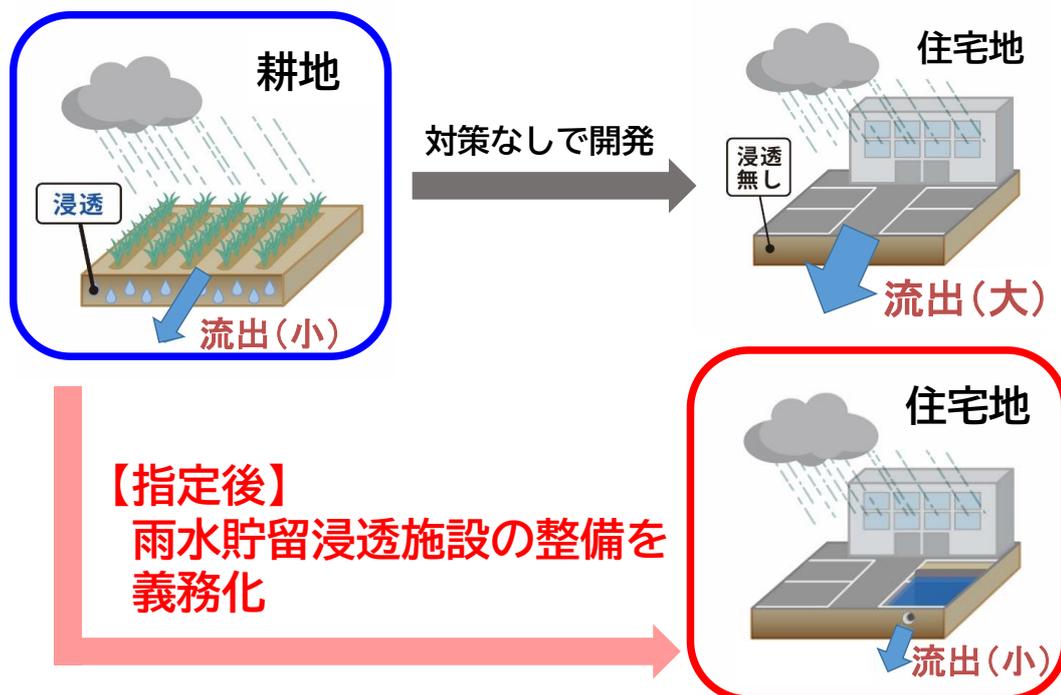
公園やグラウンドなどを掘り下げ、一時的に雨水を貯留・浸透させる。



雨水貯留浸透施設のイメージ図

(3) 土地利用規制の強化

雨水流出増を伴う開発等の行為（1000 m²以上）に対して、調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を義務付け、雨水流出の増加を抑制する。



土地利用規制の効果（雨水流出増加の抑制）

(参考) 金丸川、池町川、下弓削川の過去の浸水被害

